

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業に係る教職員の休暇に関する特例を定める規則

(令和 2 年 3 月 2 5 日達示第 9 6 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）に臨時休業が要請されたことを踏まえ、国立大学法人京都大学に勤務する教職員（以下「教職員」という。）が安心して働ける環境を整備するため、当該教職員の休暇に関する特例を定めるものである。

(休暇の事由及び期間)

第 2 条 教職員が、次の各号に掲げる要件を満たす場合には、当該要件を満たす限りの期間において、特別の有給休暇を与えるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業（これに相当する事情のあるものを含む。）により、教職員自らが子（令和 2 年 3 月 3 1 日において満 1 2 歳以下である子に限る。ただし、特別支援学校に在学する子にあっては、この限りでない。）の世話を行わなければ、その養育に著しい支障が生じるものであること。
- (2) 当該特別の有給休暇の取得が、業務の運営に重大な支障を生ずるものでないこと。

(休暇の単位)

第 3 条 前条の休暇は、必要に応じて 1 日、1 時間又は 1 分を単位として取り扱うものとする。

(休暇の手続き)

第 4 条 第 2 条の休暇の手続きは、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 1 6 年達示第 8 3 号）第 2 8 条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、有期雇用教職員に係る第 2 条の休暇の手続きは、有期雇用教職員就業規則（平成 1 7 年達示第 3 7 号）第 5 4 条第 4 項の規定を準用する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、時間雇用教職員（時間再雇用職員を含む。）に係る第 2 条の休暇の手続きは、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成 1 7 年達示第 3 8 号）第 4 6 条第 4 項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 3 月 2 5 日から施行し、令和 2 年 3 月 3 日から適用する。